

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<b>国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標</b>	<b>国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標</b>
独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。
令和 3 年 2 月 26 日 令和 4 年 7 月 22 日 改正 <u>令和 6 年〇月〇日 改正</u>	令和 3 年 2 月 26 日 令和 4 年 7 月 22 日 改正
厚生労働大臣 田村 憲久	厚生労働大臣 田村 憲久
第 1～第 3 （略）	第 1～第 3 （略）
第 4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項 （略）  2. 電子化の推進 業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。 <u>政府が進める医療DXの各取組（電子処方箋の導入を含む。）に率先して取り組むなど、国の医療政策に貢献する取組を進めるこ</u>	第 4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項 （略）  2. 電子化の推進 業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<u>と。</u> 第5、第6 (略)	第5、第6 (略)
------------------------	-----------